

公益財団法人宮崎県体育協会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）の役員等の旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給)

第2条 本会の旅費は、定款第16条、第33条、第36条及び第54条の規定に定める本会の役員及び事務局の職員のほか、本会の用務のために旅行する者に支給する。

(旅行命令書)

第3条 旅行命令書は、別表のとおりとする。

第4条 本会の旅費は、宮崎県職員の旅費に関する条例（昭和29年11月15日県条例第42号。以下、「旅費条例」という。）を準用する。

(改正等)

第5条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、旅費規程の実施に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成29年6月28日一部改正